

中国歴史班 A

紅河州・文山州地域における調査の概要及び現地における生態史関連碑文の現状
清水 享 (日本大学)

キーワード：碑文、拓本、抄録、村落、文物保護

調査期間・場所：2004 年 12 月 22 日～2005 年 1 月 10 日、2005 年 2 月 19 日～3 月 15 日、中国雲南省紅河州・文山州

Outline of the Survey in Honghe, Wenshan and Yuanjiang Areas and Conditions
concerning Stone Inscriptions concerning Eco-history

SHIMIZU Toru (Nihon University)

Keywords: Stone Inscriptions, Rubbings, Transcription, Village, Cultural Properties Protection

Research Period and Site: 2004, December 22 -2005, January 10, 2005, February
19-March 15, Honghe and Wenshan Areas, Yunnan, China

要旨：本報告は中国雲南省紅河州、文山州における碑文調査の概要である。生態環境史研究における碑文調査の有効性と雲南省南部の紅河州と文山州の調査を実施するまでの経緯を簡述する。調査地域の紅河州、文山州の地理的歴史的概況に触れ、調査日程と調査した碑文について、その概要を含め簡単に報告する。また、生態史に関わる碑文の現状を碑文の立地と保存状況および碑文と村落との関わりについて封山護林碑、水利碑、民約碑に分けて概観し、村落内における碑文の価値、文物としての碑文の保護について論じる。

1. 調査概要

1) 調査までの経緯

雲南省はアジア熱帯モンスーン地域の北辺に位置しており、中国においても他の地域と異なる地理的環境にある。中国歴史班は東南アジア地域世界との連続性のあるこの雲南省の南部、主に元江¹以南地域にスポットを当て、地域生態史の事例研究による生態史モデルの構築を目的としている。特に 16 世紀から 20 世紀にかけての 400 年という時間軸での変化を明らかにしようとするものである。雲南省南部の生態環境は中国以外の東南アジア世界との関連、比較的低緯度にもかかわらず変化に富む地形により極めて興味深い地理的条件、中国世界へ編入されていく過程において人間活動による大きな環境変動の経過 [野本 2004] などの特徴を示している。本班がこの地域を選択した理由として史料による歴史変遷の再構成が可能であり、仮説としての漢人入植によってもたらされた商品経済による生態環境への著しい変化の過程を解明することによって生態史モデルの構築が可能である [ダニエルズ 2004] ことがあげられる。

このようなフレームワークにのっとり、人口の歴史、開発の歴史、自然認識の歴史の三側面 [ダニエルズ 2004] から生態史モデルの構築をおこなうための史料収集・分析に重点を置いた作業が 2003 年度から開始された。この作業は主に二つに分けられる。一つは明清時代から民国時代にかけて各地で編纂された地方志を収集し、この記述の中から人口の変遷や開発の歴史、人間の自然への関わり方を分析しようとするものである。もう一つは生態史に関わる碑文¹の調査を行うものである。碑文といってもその内容は多岐にわたるが、本調査では主に

¹「碑文」とは石材あるいは摩崖に彫られた文章のことを言うが、彫られた石材も含めて「碑文」と呼ぶ場合もある。また「石刻」、「石碑」、「碑刻」などとも言う。本報告では総じて「碑文」の名称を用いるが、碑文と石材の総体を呼ぶ場合は「石碑」を用いる。ちなみに単独の石材に彫られたものが「石碑」であり、崖状の岩等に彫られたものが「磨崖碑」である。

森林保護、水利、土地の利用、生態環境に関する住民の規約に関する碑文などの記録と分析を進めようとした。この碑文調査は 2003 年度、雲南省の西部の巍山地域² から着手し、南部の思茅地域³ においても進められた。巍山地域では道教の廟堂が連なる巍宝山の悉皆調査を中心に碑文の収集を行った。思茅地域の調査は事情により、一部地域での写真・抄録を行ったのみにとどまった。

本年度も引き続き碑文調査を行うことになり、元江中流域の紅河哈尼(ハニ)族彝(イ)族自治州⁴、雲南省東部の文山壮(チワン)族苗(ミャオ)族自治州⁵の生態史関連碑文について重点的に調査を進めた。紅河州は思茅地区の東側に位置し、プロジェクト始動当初より調査の対象となっていた地域である。特に紅河州では元江沿いの県に重点を置いて碑文資料の収集に努めた。文山州はさらにその東部に位置し広西壮族自治区とベトナムに隣接しており、この地域は元江の左岸であり、はじめは調査の対象外の地域と考えられた。しかし当初重点的に碑文の調査を計画していた思茅地区において諸事情により今年度の継続調査が不可能となったことと、雲南省南部地域としての自然地理的連続性や他の地域同様モザイク状に分布する壮族、苗族、彝族、哈尼族などの少数民族と移住して来た漢族との関係においても重要であり、生態環境に関わる事例のより多い収集とより深い分析を進めることを考慮した場合、元江という河川によって調査地域を区切る必然性がなく、より広範な地域においての碑文調査をすべきであると考え、調査の範囲を広げ雲南省東南部の文山州においても調査を行った。

中国における碑文の研究は主に唐代以前の碑文の研究⁶あるいは書道の書体研究しかなく、碑文資料からの生態環境史の再構築を目指す研究は皆無といってよい。そのため、現地の公的機関もこれらの碑文に関心を払わず、保存状況も概して悪く、現地の公的機関の刊行物に記載されている碑文の抄録やデータも信頼に足りないことも多い。本班の碑文調査の方法は事前に得た碑文の所在情報⁷をもとに現地に赴き拓本採取、写真撮影、抄録によって碑文の内容を記録し、あわせて GPS による位置確認と簡単な計測による調査を行い総合的な基礎データの蓄積を目指した。いずれの記録方法も調査者に一定の技術が要求されており、プロジェクトの初年度では作業のトレーニングも兼ねた予備調査としてまず元江の上流域の巍山地域から着手したのである。前述したとおり、調査は碑文の内容について拓本採取・写真撮影・抄録の三種類の記録方法を柱とした。拓本は湿拓による採取を行ったが状況によっては乾拓にて採取した。写真撮影には 35mm スチールカメラ(リバーサルフィルム使用)とデジタルカメラ、中判カメラ(6×7判、ブローニーリバーサルフィルム使用)の3台を使用した。抄録は目視により方眼紙に記録する方法を採った。また石碑の簡単な実測と GPS による所在位置のデータも収集した。事前に調べた所在情報をもとに現地でも地元の住民などに聞き込み

本班の碑文調査は往々にして非常な困難をともなった。それは碑文の保存状態がよくないことだけでなく、このようないくつかの記録方法を併用した総合的な碑文調査は中国ではまれなため、現地の所蔵機関や一般の人々の碑文調査の重要性が理解されず、碑文の記録ができないこともあった。また、現地では現地での様々な事情も調査の障害となった。そのため、ときには拓本を採取しないで写真撮影と抄録による記録を行うなど臨機応変な調査が要求された。

調査参加者は清水亨(日本大学非常勤講師)、立石健二(東海大学研究員)、野本敬(学習院大学博士後期課程、雲南大学訪問学者)、西川和孝(中央大学博士後期課程)、増田厚之(東海大学修士課程)に現地ドライバー兼ガイドの羅雲偉氏が加わった。

2) 調査地概要

(1) 紅河州

紅河州は雲南省南部に位置しており、北に玉溪市、昆明市、西に思茅地区、東に文山州、南にベトナムと隣接する。地形は複雑で西北部に哀牢山系の 3000 メートル越える山々が連なり、東南部へかけて深い河谷を形成しており、最深部では海拔 100 メートル以下となる。その河谷の間にいくつもの広い「壩子(パーツ)」と呼ばれる盆地も広がっている。盆地には石屏の異龍湖のような湖があることも少なくない。州の東部、東南部の一部にはカルスト地形の地域もある。州の西北から東南へかけて雲南省南部第一の大河の元江が貫流し、東部には珠江水系の南盤江も流れている。気候は北亜熱帯モンスーン気候に属するが、このような複雑な地形を反映して「十里不同天(十里⁸先の天気は同じでない)」「于志偉 2000:2」と言われるほど地域差が大きい、全体的に降雨量は多い。年平均気温は 15.1℃～22.6℃である。

建水県、蒙自県、開遠市、箇旧市、石屏県、紅河県、元陽県、瀘西県、弥勒県、屏辺苗族自治県、河口瑤族自治県、金平苗族瑤族傣族自治県、緑春県の13県市が属している。人口は約386万人であり、そのうち54%あまりが非漢民族であり、哈尼族、彝族、苗族、瑤(ヤオ)族、傣(ダイ)族、壮族、回族などが居住している。人口は哈尼族が最も多く、元陽県や紅河県など元江南岸に多く居住し、有名な棚田をつくり生活している。次いで彝族も人口が多く、そのほとんどは山岳地域に住んでいる。このような非漢民族は史料にも哈尼族は「和泥」「和蛮」、彝族は「烏蛮」などの名称で現れる。

紅河州の地域は漢代に益州、牂牁郡に属し、唐の時代は南詔国の拓東節度、通海都督府に属した。宋代になると大理国秀山郡等に属し、元代には雲南行省臨安路等が置かれ、明清時代は臨安府と広西府に属した。民国時代には蒙自道や第三行政督察区等が置かれ、中華人民共和国成立後の1957年、蒙自専員公署と紅河哈尼族自治区が合併し紅河哈尼族彝族自治州となった。現在、州政府は蒙自県に位置するが、それ以前には箇旧市にあった。建水、石屏、蒙自、開遠などの多くの壩子(盆地)は早くから漢人が入植しており、盆地は明清時代より中央王朝の派遣した官僚による直接支配を受けたが、山間部は多くの少数民族をその首長に官位を与える「土司制度」によって間接統治されていた。このように建水や石屏などは早くから漢人が町を形成し、今もその清代の町並みが残る。また、紅河州は銅や錫等の鉱物資源も豊富であり、鉱山開発のための漢人移住も早くから行われていた。

本班の調査はこのような紅河州のなかでも紅河流域に近い石屏県、元陽県と州東部、開遠市、蒙自県に生態環境に関わる碑文が比較的多く分布するため、これらの地域での調査を中心に進めようとした。

(2) 文山州

文山州は雲南省の東南部に位置し、州の西には紅河州と境を接し、北と東は広西壮族自治区に囲まれ、南にはベトナムとの国境が広がる地域である。漢方薬材「三七⁹」の特産地として中国の内外にその名が知られている地域でもある。雲貴高原の東南端に位置し、州全体に深い山々が連なるが、この地域には広西壮族自治区の桂林や雲南省中央部の石林にみられるようなカルスト地形が州全体に広がる。各地にカルスト地形特有の凹状の窪地であるドリーネ、ウバーレ、ポリエのすべてを見ることができ、また石柱状のピクナルや凸形の円錐カルストも各地にあり、丘北県の普者黒地区のように景勝地となっているところもある。このようなカルスト地形の間に盆地が広がり、西部に紅河水系の盤龍河が南北に流れ、北部から東部にかけて珠江水系の南盤江、西洋河、清水江などが西から東に流れている。このように文山州は変化に富んだ非常に複雑な地形をなしている。気候は紅河州と同じく北亜熱帯モンスーン気候に属し、降雨量も多く、年平均気温は15.8℃～19.3℃である。また文山州も鉱物資源が豊富であり、アンチモン、錫、マンガンなどの中国全土も屈指の採掘量を誇る。

州には文山県、砚山県、丘北県、広南県、馬関県、西畴県、富寧県、麻栗坡県の8県が属する。人口は約313万人である。そのうち56%あまりが非漢民族であり、壮族、苗族、彝族、瑤族、回族などがこの地域に居住し、人口の多い壮族はおよそ総人口の1/4を占めている。各民族は「漢族は街に住み、壮族は水辺に住み、苗族は山上に住み、瑤族は竹林に住む」〔劉徳榮2000:58〕と言われるようにそれぞれが住み分けるように居住している。また壮族をはじめ、文山州の非漢民族は祭祀等に銅鼓を用いることが多いのが特徴的であり、遺跡からの出土例も少なくない。

文山州は漢代に牂牁郡に属し、唐代には南詔国通海都督府に属した。宋代には東部は広南西路に、西部は大理国最寧府に属し、元代では東部に広南西路宣撫司が置かれ、西部は臨安路に属した。明代になると東部に広南府が置かれ、西部は臨安府に属した。清代には西部に開化府も置かれた。民国時代には蒙自道に属し、後に第二行政督察区となった。中華人民共和国成立後の1958年に文山壮族苗族自治州が成立した。州政府は文山県に位置する。文山州の地域も紅河州同様、盆地に漢人の町が開かれ、その周囲の山間部や河川沿いに非漢民族が居住し、漢人は中央王朝の官僚によって直接統治され、非漢民族は彼らの首長の土司による間接統治をおこなっており、これが明清時代を通じて行われた統治形態だった。

文山州の調査は生態環境に関わる碑文の存在が示された資料をもとに富寧、西畴県以外の6県にわたり行った。

3) 調査日程

(1) 2004年12月～2005年1月

成田空港よりタイのチェンマイを経由して昆明に到着。昆明では調査地ルートの打ち合わせをし、調査機材のチェック、および必要機材の購入をする。

昆明より玉溪地区を経て紅河州に向かう。最初の調査地は石屏県に決定し、石屏県城に向かう。石屏ではまず牛街郷老旭甸村にて調査に入る。森林保護に関する「封山禁樹碑」が村内に1基、山中に1基あり、二班に分かれて調査を行い、拓本採取、写真撮影を行う。続いて石屏県の宝秀鎮においても調査を進める。宝秀鎮市街の西側に位置する秀山寺において「重建秀山寺功德碑」など4基の碑文の調査を行い、拓本採取、写真撮影、抄録を行う。また宝秀鎮では2ヶ所の小学校で調査を行った。ひとつは呉営村の呉営小学校に保存されていた「水班碑」など3基の調査を進め、拓本採取、写真撮影を行った。もうひとつは蘭梓営村の蘭梓営小学校の水利碑など3基の碑文について拓本採取と写真撮影による記録を行った。宝秀鎮鄭営村では陳氏宗祠に保管されていた水利碑の調査をし、写真と拓本による記録を行った。鄭営村では雲南省文物保護單位(重要文化財)に指定されている鄭氏宗祠も見学する。

石屏での調査を終え、建水経由で元陽に向かう。途中、建水にて県城の城門である朝天門を見学する。元陽では勝村付近にて哈尼族の棚田を見学する。元陽県嘎娘郷に宿泊し、下嘎娘村に保存されていた護林碑を調査し、拓本採取、写真撮影を行う。当日現地は悪天候であり、5mと視界のきかない霧の中での調査となる。また嘎娘郷大伍寨においても「禁砍森林碑」をはじめ5基の碑文の調査を進め、拓本採取、写真撮影を行う。攀枝花郷に移動し、勐弄土司署跡を見学する。司署は現在、再建されホテルとなっている。攀枝花郷にて「勐弄水利碑」の調査を行い、勐品村に保存されていた同碑の写真撮影による記録をする。元陽県政府所在地、南沙鎮にて2005年の元旦を迎える。元旦当日も馬街郷紅土寨にて水源碑の調査を行い、拓本採取、写真撮影、抄録による記録をとる。元陽県では紅河(元江)沿いの傣族の村である上新城郷芒鉄(蛮提)村にて「臨安府告示碑」の調査を行い、拓本採取、写真撮影にて記録を行う。以上で元陽県での調査は終了する。

元陽より、箇旧経由にて開遠に向かう。開遠市ではまず馬者哨郷にある碑文の調査を進めようとするが、事前に得ていた所在情報と異なり、現地で碑文の存在に関する情報はほとんどなく、この地域での調査を断念する。開遠市では市内の文化館に保管されている「公議寨碑」など2基の碑文に関して写真撮影と抄録による記録を行った。また市内では観音寺にあった「常住田碑」についても写真撮影と抄録による記録を行った。

開遠での調査を早めに切り上げ、蒙自に移動する。蒙自県では十里舖郷龍頭寨の関聖宮にて「龍頭全寨公議碑」など6基の碑文の調査を進め、拓本採取、写真撮影、抄録による記録を行った。蒙自では県城内にて「哥臘思洋行址」、「聞一多故居」、「西南連合大旧址」等を見学する。また紅河州博物館では蒙自、箇旧、開遠の3県市の都市計画に関する展示を見学する。

蒙自より、弥勒、石林を経て昆明に到着。昆明では拓本等のデータの整理と調査用具の点検をする。

昆明よりチェンマイ経由で成田空港に到着。

(2) 2005年2月～3月

成田空港よりタイのチェンマイを経由して昆明に到着。昆明では調査地ルートの打ち合わせをし、調査機材のチェック、および必要機材の購入をする。

昆明より石林、弥勒を経て文山州に向かう。丘北県より調査に入る。弥勒県との県境である南盤江近く新店郷六郎洞村にて生態環境に関連する摩崖碑を調査するも発見できなかった。この付近にあった六郎洞と呼ばれる洞穴は見学する。南盤江沿岸の小江口村にあった「重建鎮江寺碑」を調査し、写真撮影と拓本による記録を行う。丘北県では双龍宮郷普者黒(プジャヘイ)風景区内の「民族文化生態村」¹⁰である仙人洞村に滞在する。翌日、曰者郷弥勒村に位置する民約に関する摩崖碑について調査し、拓本採取、写真撮影、抄録をとる。県城付近の錦屏鎮旧城村龍潭において水利碑の調査を行い、写真撮影、拓本採取、抄録をする。また双龍宮郷馬者龍村においても碑文調査を行う。村内の萬寿寺跡にて「萬寿寺碑」を写真撮影にて記録する。関聖宮跡では碑文を確認できなかったが、村内の碑文は文昌宮に集められてあるのを発見し、ここで現代碑を含めた16基の碑文について写真と拓本による記録をする。

丘北県より砚山県に移動し、県城付近に位置するとされた封山護林碑を探すのが所在が確認できなかったため、

予定を変更し、その日のうちに広南県に移動する。広南県では県城の東側山上の文筆塔近くにあるとされる「護林告示碑」を探すが見つからず、付近の村にて聞き取りをした結果、元来あったとされる彝族村である洒壩村にあることを確認し、拓本採取、写真撮影、抄録による記録をする。広南県では県東部の八宝鎮にも赴くが、事前の碑文所在情報に誤りがあったため生態環境に関わる碑文を見つけることができず、楽共街村、三腊村の建橋碑2基と「免設夫馬局告示碑」のについて写真による記録を行ったのみだった。また、三腊村では三腊瀑布を見学する。広南県城まで引き返し、旧莫郷湯盆寨村に赴く。この村落の中心にあった「老人庁」¹¹脇にあった「護林告示碑」の調査をし、拓本採取、写真撮影、抄録を行う。

広南県より西畴県に向かう。西畴県は事前の碑文所在の情報になかったため、宿泊のみで調査をせず通過する。西畴県から麻栗坡県に向かう。県城には行かず鉄廠郷に赴き、龍路村龍路小学校脇にあった「五普六寨産業訴訟碑」の調査を行い、拓本、写真、抄録による記録をとる。

鉄廠郷より西畴県を経由して馬関県に移動する。不順な天候が一週間以上続き、鉄廠を出発時には曇りが降る。馬関県では県城近くの花枝格村の花枝格小学校内に位置する「水閘記碑」など2基の碑文について拓本、写真による記録を行う。続いて県城より西に位置する壮族村の西布甸村の老人庁にて「嚴禁私自開鋸告示碑」などの碑文3基を写真、拓本、抄録によって記録する。また村内には「裁撤夫馬局告示碑」もあり、こちらも拓本を採取し、写真の撮影をする。馬関県ではほかに八寨郷にも向かい八寨街の土地廟跡にあった塩商人の横暴を取り締まる告示した碑の調査も行い、拓本の採取と写真撮影を行った。馬関県城内には「五府公碑」と呼ばれる漢人の移住に関わる碑文があるとのことだったが見つけることができず調査を断念する。

馬関県より文山県に移動する。文山県城内の寿仏寺にて家畜屠殺の税に関する碑文の調査を行い、写真の撮影と抄録にて記録をとる。また寿仏寺付近の碑文についての踏査も行った。県城内にあるであろうとされた河川の修築に関する碑文についても踏査したが見つけられず調査を行わなかった。文山県ではほかに県城西部の三元洞という廟堂を見学する。

文山県より砚山県に戻り、文化館に保管されている「護林告示碑」の調査を行い、写真撮影と抄録による記録をする。砚山県阿舍郷魚沢坡村にて護林と水利に関わる碑文を調査し、写真と拓本による記録を行う。文山州における調査を終了し蒙自県に移動する。

砚山より開遠を経て蒙自に到着。蒙自では紅河学院の白雲教授の案内により、多法勒郷布衣透村の「黒龍潭分水碑」など3基の碑文の調査を行い、拓本を採取し写真の撮影を行う。蒙自より、通海、澂江を経て昆明に到着。今回の調査の移動距離は2300kmを越す。昆明では拓本等のデータの整理と調査用具の点検をする。

昆明よりチェンマイ経由で成田空港に到着。

2. 調査により収集した碑文資料

1] 調査碑文件数

今年度調査碑文総件数 72 基。うち拓本採取碑文件数 40 基。

紅河州において調査した碑文総件数 35 基。うち拓本採取碑文件数 24 基。

文山州において調査した碑文総件数 37 基。うち拓本採取碑文件数 16 基。

今年度の調査は事前に『文物地図集 雲南分冊』〔国家文物局主編 2001〕や地方志などの資料¹²でその所在を知ることができる生態環境関連碑文を選び出し、これらの碑文の調査より取り掛かった。2003年度の巍山地区におけるような悉皆調査とはならなかったため、調査碑文総件数は昨年度に比して少ない。ただし今年度調査した碑文はすべてが完形か、あるいは完形に近いものであり、破片となった残欠碑はなかった。拓本はそれぞれの碑文の状態、調査の状況に応じて乾拓と湿拓採り分けて採取した¹³。

2] 紅河州調査碑文¹⁴

(1) 封山碑 (石屏県牛街郷老旭甸村)

(2) 封山禁樹碑 (石屏県牛街郷老旭甸村)

(4) 重修秀山寺功德碑記 (石屏県宝秀鎮吳宮村秀山寺)

- (5) 秀山寺護林碑 (石屏県宝秀鎮吳営村秀山寺)
- (6) 重修秀山寺中閣兩廊功德碑記 (石屏県宝秀鎮吳営村秀山寺)
- (7) 銘不明碑 (石屏県宝秀鎮吳営村秀山寺)
- (8) 水班碑 (石屏県宝秀鎮吳営村吳営小学校)
- (9) 常住碑記 (石屏県宝秀鎮吳営村吳営小学校)
- (10) 銘不明碑 (石屏県宝秀鎮吳営村吳営小学校)
- (11) 蘭梓営水利碑 (石屏県宝秀鎮蘭梓営村蘭梓営小学校、民国碑)
- (12) 本廟碑記 (石屏県宝秀鎮蘭梓営村蘭梓営小学校)
- (13) 土主廟碑 (石屏県宝秀鎮蘭梓営村蘭梓営小学校)
- (14) 清理鄭営民水碑記前半部 (石屏県宝秀鎮鄭営村陳氏宗祠、民国碑)
- (15) 清理鄭営民水碑記後半部 (石屏県宝秀鎮鄭営村陳氏宗祠、民国碑)
- (16) 関聖宮碑 (元陽県嘎娘郷下嘎娘村)
- (17) 禁砍森林碑 (元陽県嘎娘郷大伍寨村)
- (18) 銘不明碑 (元陽県嘎娘郷大伍寨村)
- (19) 銘不明碑 (元陽県嘎娘郷大伍寨村)
- (20) 勦弄司興脩長源水碑 (元陽県攀枝花郷勦品村)
- (21) 紅土寨水井碑 (元陽県馬街郷紅土寨村)
- (22) 臨安府告示碑 (元陽県上新城郷芒鉄村)
- (23) 公議寨碑記 (開遠市文化館)
- (24) 城隍廟常住碑記 (開遠市文化館)
- (25) 観音寺常住田碑記 (開遠市観音寺)
- (26) 龍頭全寨公議碑 (蒙自県十里舖郷龍頭寨関聖宮)
- (27) 龍頭寨嚴禁賭博碑 (蒙自県十里舖郷龍頭寨関聖宮)
- (28) 龍頭寨合寨人等公議交収契券民約碑 (蒙自県十里舖郷龍頭寨関聖宮)
- (29) 龍頭全寨買地民約碑 (蒙自県十里舖郷龍頭寨関聖宮)
- (30) 重修関聖宮碑 (蒙自県十里舖郷龍頭寨関聖宮)
- (31) 竜頭寨観音廟碑 (蒙自県十里舖郷龍頭寨関聖宮)
- (32) 詳准布衣溝水碑記 (蒙自県多法勒郷布衣透村黒龍潭)
- (33) 詳准布衣溝水碑記 (重刻)(蒙自県多法勒郷布衣透村黒龍潭)
- (34) 黒龍潭分水碑 (蒙自県多法勒郷布衣透村黒龍潭)

3] 文山州調査費文

- (1) 重修鎮江寺碑 (丘北県新店小江口村)
- (2) 豹子山摩崖題刻¹⁵(丘北県曰者郷弥勒勒村)
- (3) 天工人事碑 (丘北県錦屏鎮旧城村独龍潭)
- (4) 萬寿寺碑 (丘北県双龍営郷馬者龍村萬寿寺跡)
- (5) 納銀示諭碑 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮)
- (6) 乾隆文昌宮常住碑記 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮)
- (7) 萬寿寺常住碑 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮)
- (8) 新刻地藏碑記 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮、明碑)
- (9) 咸豐萬寿寺功德碑 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮)
- (10) 乾隆関聖宮功德碑 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮)
- (11) 文昌宮重修碑記 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮、民国碑)
- (12) 勸世篇碑 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮、現代碑)
- (13) 光緒関聖宮功德碑 (丘北県双龍営郷馬者龍村文昌宮)

- (14) 同治萬壽寺功德碑 (丘北県双龍營郷馬者龍村文昌宮)
- (15) 重脩閔聖宮大殿新建棧棚碑記 (丘北県双龍營郷馬者龍村文昌宮)
- (16) 道光文昌宮常住碑記 (丘北県双龍營郷馬者龍村文昌宮)
- (17) 文昌碑記・新建文昌碑記 (丘北県双龍營郷馬者龍村文昌宮)
- (18) 保護文物碑記 (丘北県双龍營郷馬者龍村文昌宮、現代碑)
- (19) 保護文物碑記 (丘北県双龍營郷馬者龍村文昌宮、現代碑)
- (20) 重建文昌宮碑記 (丘北県双龍營郷馬者龍村文昌宮、現代碑)
- (21) 護林告示碑 (広南県蓮城鎮壩洒村)
- (22) 免設夫馬局告示碑 (広南県八宝鎮樂共街村)
- (23) 永貞橋碑 (広南県八宝鎮樂共街村)
- (24) 雲広橋碑 (広南県八宝鎮三腊村)
- (25) 護林告白碑 (広南県旧莫郷湯盆寨村老人庁)
- (26) 五普六寨産業訟争碑 (麻栗坡県鉄廠郷龍路村)
- (27) 創建水閘校舎食廠造林記碑 (馬関県馬白鎮花枝格村花枝格小学校、民国碑)
- (28) 值生水閘記碑 (馬関県馬白鎮花枝格村花枝格小学校、民国碑)
- (29) 裁撤夫馬局告示碑 (馬関県馬白鎮西布甸村)
- (30) 関於稅告示碑 (馬関県馬白鎮西布甸村老人庁 (神農寺))
- (31) 嚴禁私自開採硝鉍告示碑 (馬関県馬白鎮西布甸村老人庁 (神農寺))
- (32) 神農寺功德碑 (馬関県馬白鎮西布甸村老人庁 (神農寺))
- (33) 取締非法哄抬塩価告示碑 (馬関県八寨鎮八寨街土地廟)
- (34) 屠宰稅収支告示碑 (文山県寿仏寺)
- (35) 開化府即補正堂告示碑 (文山県寿仏寺)
- (36) 棺材山護林告示碑 (硯山県文化館¹⁶⁾)
- (37) 護壩護林告示碑 (硯山県阿舎郷魚沢壩魚沢壩水庫弁事処)

4] 調査碑文概要

調査した碑文は上記のように総数は72基に上った。年代別に見てみると、明碑が1基、清碑が63基、民国碑が5基、現代碑が3基だった。このうち封山護林碑はおおよそ10基、水利碑は10基、土地利用などに関わる民約碑はおおよそ8基だった¹⁷。なかには護林と水利の両者の内容を示すものもあった。土地に関わる碑文では蒙自県龍頭寨の「龍頭全寨公議碑」のように湖の土砂の利用に関わる取り決めを示すなど非常に興味深い碑文も含まれた。土地に関わる碑にはほかに寺廟に土地を寄進、所有したことを示す「常住田碑」もおおよそ5基ほどあった。また、寺廟の開山、造営、重修に関する功德碑等も多数調査することができた。このほか橋の建築に関する「建橋碑」も広南県八宝鎮で調査した。広南県八宝鎮や馬関県馬白鎮西布甸村の清末に撤廃された「夫馬局¹⁸」の告示碑や、文山市寿仏寺の屠殺税に関する碑文等この地方に特徴的な碑文も少なくなかった。そのほか馬関県八寨鎮八寨街にあった塩商人の横暴を取り締まる碑も他では見られない碑である。また現代碑としては碑文を1ヶ所に収集し、文物の保護を行ったことを表す碑文も丘北県双龍營郷馬者龍村文昌宮にあった。また碑文を彫ることは簡単でないことを示す碑文もあった。馬関県馬白鎮西布甸村老人庁の「神農寺功德碑」には「勒石非輕易事(石に刻むことは容易なことではない)」と対聯の左側に掘られていた。

ほかに碑文ではないが興味深い石造物として、文山県寿仏寺に見られた礎石がある。これには寿仏寺が湖南省から移設されたことを示す内容の文章が刻まれてあり、漢人の移住にともなって寺院も移ってきたことを表す興味深い資料の一つだった。

3. 生態史に関わる碑文の現状

1] 碑文の立地と保存情況、および村落との関わり

(1) 封山護林碑

封山護林碑の多くは村落の内部に保存されていることが多かった。例えば紅河州石屏県牛街郷老旭甸村の「封山碑」では村落の中央に位置する岩の上に立石していた。この碑は森林利用に関する規約が述べられていた。同村の「封山禁樹碑」はこの村落の背後の山上に位置していた。この場所はこの村落のある姓の家族の墓域でもあり、清代乾隆年間の墳墓なども数基見られた。この墓域の最上部に「封山禁樹碑」が位置し、その背後は現在も鬱蒼とした森林があった。この碑文は山上の森林と耕作地の境に位置し、その境界を示す役割を現在でも果たしていた。封山碑は周囲の森林の利用に関する規約を刻み、村落に立て村民に告示する碑が一般的で耕作地との境界を示すものは思うほど多くない。

文山州広南県蓮城鎮灤洒村「護林告示碑」も村落の中心に位置していた。この碑文は山上に立つ「文筆塔」の改修時に塔の近くまで政府関係者によって移動させられたが、村民に森林保護を告示するために建てられたこの碑文は村民にとって「寨宝(村の宝)」と認識されていたため、数年後、村民によって村内に戻された。このように村落の中央に位置した護林碑には広南県旧莫郷湯盆寨村老人庁の「護林告白碑」があった。この碑は村の中央に位置する「老人庁」の前に立っていた。「老人庁」とは壮族の村の中央に位置する廟堂兼集会所である。森林保護に関する碑文の多くは村民に森林保護を訴える告示碑がほとんどであるが、この碑は「告白碑」であり、この村の人々が森林を保護することを表明したことを書き表しているもので、今のところこのような碑は他に知られていない。

他に紅河州石屏県宝秀鎮吳宮村秀山寺の「秀山護林碑」のように寺廟なかに位置していた護林碑もあった。このような寺廟内にあった護林碑としては文山州硯山県文化館所蔵の「棺材山護林告示碑」がある。この碑文は元々棺材山の西側に位置する半辺寺に位置していた。

紅河州元陽県嘎娘郷下嘎娘村の「閔聖宮碑」も本来は閔聖宮という廟堂に位置していた。この碑文にも森林保護に関する規約が刻まれており、現在、村内の閔聖宮跡の壁に立てかけてある。この碑文は閔聖宮近くの民家に敷石として利用され、この民家の改築時に廃棄されようとしていたところ、村の幹部が碑文を再発見し保護するという経緯があった。現在でも村落内にある護林碑は村落の住民にその内容まで関心を払われているとは言いがたい。しかし碑自体の存在が数少ない村固有の文化財として重要な位置を占めている。

文山州硯山県阿舍郷魚沢壩魚沢壩水庫弁事処に保存されていた「護壩護林告示碑」清代光緒年間の碑文だったが、現在でも地域の人々にとってその内容が有効であると思われるためか保存状態が非常に良好だった。この碑文で注目されるのは「護壩」つまりダムと「護林」が併記してあり、両者がともに重要であることが記されていることだった。このような護林と水利に関わる内容が刻まれている碑文にはほかに文山州馬關県馬白鎮花枝格村花枝格小学校の「創建水閘校舍食廠造林記碑」があった。

封山護林碑についてはわずかに先行研究〔倪根金 1995,1996,1997〕があり、雲南の事例は普洱県〔倪根金 1995: 88〕や楚雄地域〔倪根金 1996: 182 ~ 183〕の護林碑が5例ほど報告されていた。また封山護林碑大きく「官方型」、「民間型」、「混合型」の3種類に分類してあり〔倪根金 1995: 90 ~ 91〕、紅河、文山両州の碑文は「民間型」がそのほとんどだった。

(2) 水利碑

水利碑に関しては清代のものや民国期のものがあつた。多くは水資源の分配の規約や由来や分配に関する紛糾の裁定を告示したものや堰やダムを建設したことの由来や落成を記念したものがあつた。紅河州石屏県では宝秀鎮吳宮村吳宮小学校の「水班碑」、宝秀鎮蘭梓宮村蘭梓宮小学校の「蘭梓宮水利碑」、宝秀鎮鄭宮村陳氏宗祠の「清理鄭宮民水碑記」と全て宝秀鎮の村落に位置していた。吳宮小学校、蘭梓宮小学校はいずれも閔聖宮の跡地に建てられており、これらの碑文も閔聖宮内にあつたものだった。この2基は清代に彫られた碑文であるが、鄭宮村の碑文は民国の碑文だった。いずれの碑も耕作地の水の分配に関する碑文であつた。特に鄭宮村の碑は現在でも陳氏宗祠内に保管されており、現代の耕作地の水分配の紛糾時にそれを裁定するときの証拠になりうる碑文であり、水利に関する規約は現在も有効である可能性が高いであろうと思われる。

元陽県紅土寨村の碑は水源碑であり、村落近くの水源池に立っており、碑文にはこの水源池を整備した由来やこの水源池の守り神である水神の画像が刻まれていた。水源からの水争いに関するものとしては蒙自県多法勒郷

布衣透村黒龍潭の「詳准布衣溝水碑記」等の3基の碑文があった。黒龍潭は蒙自盆地東端の水源の一つであり、ここで乾隆年間に起きた水争いの経過と仲裁の裁定の記述があり、現在でもこの地に立つこの碑は周辺の村落の水の分配の基礎になっていると思われる。

元陽県には民国期の水利碑もあった。攀枝花郷勳品村にあった勳弄司興脩長源水碑は元々攀枝花村の勳弄土司署に立てられていた。その後、この土司の役所を取り壊した際に不要となり廃棄されたこの碑を土司署で水利を担当していた施氏が自宅まで運び保管していたものだった。元陽では棚田が見られる地域には「鳳港渠」、「垂庸中溝¹⁹」、「糯咱水溝」、「龍克渠」、「新嘎娘渠」、「落薩大溝」〔国家文物局主編 2001:168〕など乾隆年間以降、多くの用水路が掘削された。こうした棚田の地域では森林の保護が水資源の確保に直接関わってくる。元陽県嘎娘郷大伍寨村の「禁砍森林碑」、嘎娘郷下嘎娘村の「関聖宮碑」のいずれも森林保護の規約が述べられているが、これらは森林資源のみならず水資源の確保を目指すことを告示するものでもあった。

文山州砚山県阿舍郷魚沢壩の「魚沢壩護壩護林告示碑」もダムとの保護と護林に関する碑文であるが、この碑文が位置する魚沢壩は清代光緒年間に造成されたダムであり、その後何度かの改修を経ているのだろうが現在でも満々たる水を湛えていた。丘北県錦屏鎮旧城村独龍潭の「天工人事碑」も清代に整備された貯水池である独龍潭に関する内容が記されている。この貯水池の山際に位置していたが、その山の中腹に竜神廟があり、廟の脇に碑文があった。貯水池自体は長年の土砂流入でその半分以上が埋まっていたが、今でもまだ魚がいるらしく近くの住民たちが魚とりをしていた。この独龍潭の名前の由来は水質により片目の魚が多いことからこの名がついた。

馬関県馬白鎮花枝格村花枝格小学校の「值生水閘記碑」は水門の建設に関わる碑文であり、民国期も1940年代のものであるが、水門自体は確認していない。この小学校も元々は何かの廟堂だったようである。

この他に河川改修に関する碑文が文山県にあった(国家文物局主編 2001:175)が諸事情により調査にまで至っていない。

(3) 民約碑

村落内の規約を告示した民約碑についても注目できるものがあった。彝族の村である紅河州蒙自県龍頭寨村関聖宮内の碑文には土地に契約に関する規約の碑文のほかに、周囲の湖の底の土砂の利用、すなわちヘドロの肥料としての利用の規約が述べられていた。この村落は「大屯海」、「長橋海」という二つの湖に挟まれた地峡部に位置しており、漁労だけでなく肥料としてのヘドロの利用をも規定した非常に珍しい碑文である。

民約碑には漢人の移住によって発生した当地の非漢民族の人々との土地争いについての仲裁と取り決めが述べられているものも少なくない。ベトナム国境近くの文山州麻栗坡県鉄廠郷龍路村にあった「五普六寨産業訟争碑」は漢人と彝族の土地争いから「械闘(武力闘争)」にまで発展し、それを地方政府が仲裁し示された裁定が刻まれている。

馬関県馬白鎮西布甸村老人庁にあった「嚴禁私自開採硝鉍告示碑」は鉍物の採鉍を制限しようとした碑文であり、馬関県八寨鎮八寨街土地廟の「取締非法哄抬塩価告示碑」は塩商人の横暴を取り締まることを告示する碑文であり、これらの碑文も漢人の移住との関係など生態環境との関わりを示すものがある。

2] まとめにかえて

紅河州と文山州の調査地の多くは漢族が移住して来た地域であり、さまざまな碑文が数多く残されていた。元陽県の哈尼族、彝族が多く居住する地域や文山州の壮族、苗族が多く居住する地域にも漢人の移住を示す土地、森林、水利に関わる碑文が多数あることを知ることができた。なかには移住してきた漢人とこのような非漢民族との争いを仲裁したことを示すような碑文も少なからず知ることができた。

また今年度は生態史に関連のある碑文を中心に調査を進め、可能な限り拓本・写真撮影・抄録による記録を行った。こうして収集した生態史に関連する碑文がこれらの地域の生態史に関わる碑文の全てであるとはいえず、まだ多くの碑文が埋もれている可能性がある。来年度以降の調査の調査では、できるだけこのような碑文調査の取りこぼしをせず、さらに多くの碑文の調査を進めたい。

生態史に関わる碑文の保存状態は大きく三種類に分けられる。第一は現在でも立石している状態のもの、第二に立石して場所の近くに横倒しされ放置された状態のもの、第三に所蔵機関に保管されているものである。生

生態史に関する碑文は寺社廟堂の功德碑や個人の墓碑などと異なり、森林、水利、土地に関する規約が記されており、後世に伝えようとする意図があるため比較的保存状態がよいものが多い傾向がある。特に農村部に位置する碑文はその村落の住民が「寨宝(村の宝)」として保護され、現在でも村落内に立ててあることが多い。これは文物管理所や文化館などに移動、保管することも交通が不便なこともあり困難なことも理由の一つである。文物管理所や文化館で所蔵されている碑文についてもその保存状態が劣悪なものもある。地域内の碑文をただ収集し、文化館内に積み上げただけという状態であり、保存という言葉と程遠い。しかしこれは一概にこのような地方政府の文化財管理部門そのものに問題があるということではなく、経済発展優先の現在の政策が少なからず影響していると思われる。文化財管理のための予算、人材が不足しているだけでなく、碑文そのものが観光資材としてはあまり目立って利用できるものでないため、重点的に保護、展示をされないという理由もある。

現在の中国での経済開発優先の考え方の急速な広まりは生態史に関する碑文に対しての関心はさらに薄くなり、その重要性が認知されず、碑文の廃棄、破壊が急速になされる可能性が高い。このような生態史に関する碑文はこの地域において人々が土地、森林、水利をどのように利用してきたかということを知るための歴史的な価値があるだけでなく、今後、自然と人間の関わりを見直す上でも重要な意義をもつと思われ、その保護が急務であることが指摘されなければならない。中国における碑文研究は書道史研究や唐代史以前の古代史研究がその中心であり、碑文からの生態史研究は非常に少ない。唯一、護林碑についての先行研究が散見できるのみである。雲南省の明清以降の生態史関連碑文についてその存在は早くから確認されていたが、その重要性や保護の緊急性について指摘されたことは皆無に近かった。人間がいかに自然に関わりそれを利用し、その生態環境のなかで生活してきたか、先人の知恵を記した生態史碑文資料を見直し、未来へと活用していかなければならない。

また、単に碑文から生態環境史の再構成をすることは難しい。より多くの碑文資料を収集することはもちろんのこと、これらの碑文の内容を精読し、さらに地方志をはじめとした他の史料を活用しなければならない。また、碑文が立てられた位置やその周囲の人文地理、自然地理的環境も重要な鍵となる。これら要素を総合的に分析してはじめて数百年のスパンの生態環境史の再構成が可能となるのである。

【参考文献】

(日本語)

クリスチャン・ダニエルズ 2004「ダニエルズ歴史班 班全体の報告」『アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の総合的研究 1945-2005 2003年度報告書』総合地球環境学研究所・研究プロジェクト 4-2

野本敬 2004「雲南南部環境史研究における史料についての一考察」『アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の総合的研究 1945-2005 2003年度報告書』総合地球環境学研究所・研究プロジェクト 4-2

(中国語)

国家文物局主編 2001『中国文物地図集 雲南分冊』雲南科技出版社

劉徳栄[ほか]編著 2000『新編文山風俗志』雲南風物志叢書 雲南人民出版社

倪根金 1995「明清護林碑研究」『中国農史』14-4: 87-97

倪根金 1996「明清護林碑知見録」『農業考古』3: 176-184

倪根金 1997「明清護林碑知見録(続)」『農業考古』1: 179-191

于志偉 主編 2000『新編紅河風物志』雲南風物志叢書 雲南人民出版社

雲南百科全書編纂委員会 編 1999『雲南百科全書』中国百科全書出版社

《雲南省》編纂委員会編 1994『中華人民共和國地名詞典 雲南省』商務印書館

雲南省測繪局第三測繪大隊編制 1999『雲南省地図冊』中国地図出版社

中国人民政治協商會議雲南省蒙自県委員会文史資料委員会編 2003『蒙自文史資料第七輯(碑刻專輯)』

Synopsis : This report gives an outline of the stone inscription survey in Honghe and Wenshan ares. It briefly describes the circumstances leading up to the survey, and the efficient of the stone inscription data for the eco-history. It explains the geographical and historical general condition of Honghe and Wenshan areas, the

schedule of the survey. It reports on the surveyed stone inscription. It gives aspect of the stone inscription in eco-history, including location, preservation, relations with village, dividing 封山護林碑、水利碑、民約碑. It states the value of stone inscription in village, and the stone inscription as cultural properties protection

¹ 中流域では紅河とも呼ばれ、ベトナム領の下流域はソンコイ川と呼ばれるが、本報告では統一して元江の名称を用いる。

² 中国の行政区分では 巍山彝族回族自治県の範囲。本報告では簡称の巍山県あるいは巍山地域と表記する。

³ 中国の行政区分では 思茅地区の範囲。本報告では思茅地域と表記する。

⁴ 以下簡称の紅河州あるいは紅河地域と表記する。

⁵ 以下簡称の文山州あるいは文山地域と表記する。

⁶ 雲南省では唐代以前の碑文は数えるほどしかなく、生態史に関するものについては皆無である。

⁷ 多くは『中国文物地図集雲南分冊』〔国家文物局主編 2001〕といくつかの現代地方志(県志)によった。

⁸ 中国の伝統的な長さの単位で一里は 576m、十里は 5.76k m。

⁹ 「田七」、「金不换」などとも呼ばれる朝鮮人参に近似するウコギ科の植物。根、茎、花、葉すべてが薬材として用いられ、主に強壯、止血の作用がある。

¹⁰ 本プロジェクトにも関わっている雲南大学人類学系尹紹亭教授が提唱。それぞれの民族伝統文化の保持と生態環境の保護をしながら、経済的な発展を進めていこうとするものであり、彝族村である普者黒村は雲南省内にある 5ヶ所のモデル村のうちの一つである。

¹¹ 壮族の村にある廟堂。村の集会場も兼ねる。

¹² 紅河州蒙自県については今年度の調査中に『蒙自文史資料第七輯(碑刻專輯)』(2003年)という県内の碑文の抄録集を入手した。

¹³ 調査では暫定的な番号を碑文に振り、記録した。限られた調査時間や諸事情の関係等の制約上、写真のみの記録、写真、抄録の二つの方法による記録もある。本報告のデータは未整理のため、調査台帳に記載した番号と報告内の碑文番号が異なることもある。また、碑文の名称も仮称とするものもある。

¹⁴ 調査した碑文には年代別に明碑、清碑、民国碑、現代碑とあるが、そのほとんどが清碑であるため、清碑の場合は本文中に特に注記しない。

¹⁵ 『中国文物地図集雲南分冊』〔国家文物局主編 2001:178〕では「小尖山摩崖題刻」となっているが、現地の人々の証言では碑刻のある山は豹子山であり、小尖山はほかの山を指す。

¹⁶ 2005年3月に県文物管理所に移動させた。

¹⁷ 碑文には特殊な文字や古典的な言い回しやその地方独特の表現などがあり、短期間での内容の講読は大変な困難をともなう場合もある。現時点では全ての碑文の内容について精読しておらず、大まかに目を通し、おおよその内容の把握をしたのみである。

¹⁸ 夫馬局についての詳細は不明。光緒九(1889)年に雲南省全土の州県で撤廃されたことを碑文は示しており、文山州に多く見られる。

¹⁹ この水路の近くに「修亜庸中溝水利碑」があるが未調査。